

危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会（第 1 回）議事要旨

1 開催日時

令和 3 年 8 月 3 日（火） 14 : 00～16 : 00

2 開催場所

WE B 会議

3 出席者（敬称略 五十音順）

委員長 小林 恭一

委 員 江口 真、高橋 典之、田口 昭門、田中 弘人、徳重 諭、平田 成、
松原 美之、村上 治三郎、八木 伊知郎

4 配付資料

資料 1 - 1 開催要綱及び委員名簿

資料 1 - 2 検討の背景及び進め方について

資料 1 - 3 検討のスケジュールについて

参考資料 1 - 1 - 1 「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について」（平成 4 年
6 月 18 日付け消防危第 52 号）

参考資料 1 - 1 - 2 「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する指針に
ついて」（平成 13 年 4 月 9 日付け消防危第 50 号）

参考資料 1 - 1 - 3 「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（平成 25
年 2 月 22 日付け消防危第 25 号）

参考資料 1 - 2 - 1 「港湾地区での危険物輸送時における関係事業者間での情報共
有について」（令和 2 年 3 月 19 日付け消防危第 70 号）

参考資料 1 - 3 - 1 「危険物規制に関する規則等の一部を改正する省令等の施行に
ついて」（平成 2 年 2 月 16 日付け消防危第 18 号）

参考資料 1 - 3 - 2 「機械により荷役する構造を有する運搬容器の特例の運用につ
いて」（平成 18 年 3 月 30 日付け消防危第 90 号）

参考資料 1 - 3 - 3 「容器によるガソリンの運搬について」（昭和 48 年 12 月 25 日付

け消防予第197号)

参考資料 1－3－4 「運搬容器に係る性能試験の細目基準について」(平成2年4月11日付け消防危第33号)

参考資料 1－4－1 「危険物施設の消火設備、屋外タンク貯蔵所の歩廊橋及び屋内貯蔵所の耐震対策に係る運用について」(平成8年10月15日付け消防危第125号)

参考資料 1－5－1 「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(平成10年10月13日付け消防危第90号)

参考資料 1－5－2 「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(平成11年9月30日付け消防危第92号)

5 議事

議事概要については以下のとおり。

(1) 委員の互選により、小林委員が委員長に選出された。

(2) 議事2 本検討の背景及び進め方について

資料1－2により事務局から説明が行われた。

質疑の概要は以下のとおり。

① 国際輸送用コンテナに係る消防法上の手続きの簡素化について

【委員】危険物が収納されたタンクコンテナ等を埠頭等に仮貯蔵する場合は、危険物仮貯蔵・仮取扱いの承認が必要になるが、スケジュール変更などにより10日間で収まらないケースもあり、その場合は手続きが煩雑になることもある。その中で、電子申請等の導入はスムーズな物流の実現に資するのではないかと考える。

【事務局】意見として承知した。

【委員】国際輸送用コンテナに係る消防法上の手続きの簡素化の要望について、具体的にはどのような要望が出ているのか教示いただきたい。

【事務局】危険物仮貯蔵・仮取扱いの承認申請等の手続きの簡素化について要望がある。

② コンテナに混載されている荷物に係る危険物情報の適切な伝達方法について

【委員】事事故例で示されているとおり、海外と国内における危険物の定義の違いも問題のひとつであると思うが、いかがか。

【事務局】様々な意見があると思うが、現時点での法令等の枠組みの中で、どのように危険物情報の伝達を適切にすればいいかということに注力していく。

【委員】説明のあった事事故例の他に、過去に東京都内において、運搬中のコンテナに収納された危険物から火災が発生した事例があったと記憶している。このような類似する他の事事故例も調査されてはいかがか。

【事務局】承知した。他の類似する事事故例も調査していく。

【委員】危険物情報を把握する事業者は、発注者と通関手続業者だけであり、国内で陸送する輸送者は、発注者等からの正確な情報提供がないと危険物情報が把握できないという理解でよろしいか。

【事務局】そのとおり。発注者など上流の事業者が危険物情報を伝えていかないと、輸送者などの危険物を取扱う事業者には伝わらないと考えている。そのことを踏まえ、実態調査を進めていく。

③ 海外製の特殊な容器、国連規格や機械器具等における危険物の運搬について

【委員】給油機器と一体となった容器について、現在の区分である「一般の容器」や「機械により荷役する構造を有する容器」とは異なる区分して考える必要はないのか。

【事務局】これから詳細な調査を進めて行くが、現時点で当該容器は国連勧告でのIBC容器に該当しており、消防法上の「機械により荷役する構造を有する容器」に合致すると考えている。

【委員】14ページと16ページの容器の扱い等について、国連勧告の中でのカテゴリーでどこに位置づけられるのか、実際のUNマーキングの実例調査を含め明確に整理しておくべきだと考える。

【事務局】承知した。

【委員】ガソリン用プラスチック製容器について、危険物船舶運送及び貯蔵規則内でプラスチック製容器のUNマークの有効期限が5年間であったかと思うが、それについてどのように整理するのか。

それと、専ら乗用の用に供する車両での運搬は、夏場の高温下の車内など、運搬方法によっては過酷な状況になることも考えられ、単純に静電気に係る確認だけでいいのか疑問が残る。現在のガソリン携行缶は、消防法令上100kPa以上の水圧試験で性能を確認しているが、それで十分なのか確認した方がよいと考える。

【事務局】どのように調査を進めるか、現時点で明言できないが、頂戴した意見を踏まえ今後の検討に生かしていきたい。

【委員】ガソリン用プラスチック製容器について、他の委員からのご指摘も含め、UNマークの有効期限内であれば、その使用は国連勧告上問題ない。なお、対紫外線等プラスチック特有の劣化は、各試験の前に行う調質試験で確認されている。

もうひとつ、日本は危険物輸送容器関連条約の締約国になっており、UNマークが付されたものについては、締約国はそれを認めなければならないというのが明記されている。UNマークが付いたものに対しては認めていくということが、国際条約上決められている。

【事務局】意見を踏まえて、必要な調査を進めていきたい。

【委員】委員の皆様方は、金属製容器はプラスチック製容器より、使用条件的に有利ではないかと感じているのではないか。性能試験自体は両方とも基準をクリアするであろうが、経年劣化したときにプラスチックは割れる可能性がある。これから実施する調査等について、皆様方の知見を使って、実は金属製容器だから、壊れるときに粘りがあるということが利いているのであれば、今の金属製容器が合格する試験項目を加えることも考えてはいかがだろうか。

【事務局】意見を踏まえて、必要な調査を進めていきたい。

④ 大規模物流倉庫や高層ラック式倉庫における危険物の貯蔵に係る留意事項のあり方について

意見等はなし。

⑤ 消毒用アルコールに係る緊急的な危険物輸送について

【委 員】タイトルに「緊急的」という言葉があるが、これは新型コロナウイルス感染症に係る緊急的な対応を意味するのか。また、スタンディングパウチの形状等についても検討が必要であると考えているが、いかがか。

さらに、消防法上の運搬容器の試験として、落下試験と積み重ね試験の2つを挙げているが、振動試験のようなものは行わないのか。

【事 務 局】タイトルの「緊急的」という言葉だが、今のところ安全性が認められれば、恒久的に取り扱っていいのではないかと考えている。

また、スタンディングパウチの形状や必要な試験方法等については、改めて詳細を調査し、報告する。

【委 員】国連勧告上も、プラスチックフィルム袋単体では運搬容器として認められておらず、ファイバ板箱等の外装容器との組合せ容器にしていくという考え方がある。この方向で調整、情報収集をし、消防法上の整理をしていただければと思う。

また、今回の組合せ容器について、国連勧告上、振動試験は求められておらず、配付資料のとおり調査を進めていただければと考える。

【事 務 局】意見を踏まえて、必要な調査を進めていきたい。

(3) 議事3 今後の検討のスケジュールについて

資料1－3により事務局から説明が行われた。

質疑の概要は以下のとおり。

【座 長】非常に多岐に課題があり、それぞれ難しい面があると思うが、検討が 終わらない場合はどうするのか。

【事 務 局】まずは年度内に終わるように、しっかり取り組んでまいりたい。

以上